

名古屋市町並み保存要綱

平成22年4月1日

名古屋市教育委員会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、本市における町並みの保存に関する基本的な事項を定め、もって住みよい文化的な町づくりに資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、「町並み」とは、市街地として建造物等が連担して歴史的地域的に豊かな特色をもつことにより、市民に親しまれ、愛着をもたれるような景観を形成している町並みをいう。

(保存地区)

第 3 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、町並み及びこれと一体をなして、その歴史的地域的景観を形成している環境を保存するために必要があるときは、あらかじめ、名古屋市文化財保護条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第11条に規定する名古屋市文化財調査委員会（以下「文化財調査委員会」という。）の意見を聞いて、町並み保存地区（以下「保存地区」という。）を指定することができる。

2 委員会は、保存地区がその特色ある景観を失った場合その他特別な事由があるときは、あらかじめ、文化財調査委員会の意見を聞いて、当該保存地区の指定を取り消すことができる。

(保存計画)

第 4 条 委員会は、保存地区を指定したときは、あらかじめ、文化財調査委員会の意見を聞いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存すべき建造物、工作物、自然物及び町並みと一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の指定に関する事項
- (3) 建造物等の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区の保存に必要な環境の整備に関する事項
- (5) 保存地区の保存に必要な本市の助成措置に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

3 委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、当該保存地区の関係住民に、当該保存計画を周知するため、必要な処置を講ずるものとする。

(現状変更行為の届出)

第5条 委員会は、保存地区内において次に掲げる行為をしようとするものに、あらかじめ、委員会に届け出るよう要請するものとする。

- (1) 建築物その他工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物その他工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、委員会が別に定めるものについては適用しないものとする。

3 委員会は、第1項による届出があった場合には、届出に係る行為について、当該届出をしたものに対して、保存地区の保存のため必要な措置を講ずるよう、専門的技術的指導又は助言をすることができる。

(助 成)

第6条 市は、町並みの保存のために、必要と認められる物件の管理、修理、修景、復旧について、当該物件の所有者等に対して、その経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

(委 任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成22年4月1日に廃止された名古屋市町並み保存要綱（昭和58年8月11日教育長決裁。以下「旧要綱」という。）に基づき定められた計画は、この要綱第4条に定める保存計画とみなし、その効力を有する。

3 旧要綱の規定によりなされた届出、助成については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。